

## 穴水町 I ターンファミリー移住暮らし応援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、定住を目的とし本町において新生活を開始しようとする者に対し、移住定住を促進するために必要な支援措置を講ずることについて、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）に定めるもののほか、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 申請年度の4月1日時点において、申請者が申請年度の年度末時点で18歳以下となる子どもを扶養し同居している世帯又は夫婦の年齢がともに50歳以下の世帯をいう。
- (2) 単身世帯 申請年度の4月1日時点において、年齢が50歳以下の申請者1人で構成されている世帯をいう。
- (3) 転入者 県外出身者で定住の意思をもって、平成27年3月1日（以下「基準日」という。）以後に県外から本町に転入し、町民（本町の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録された者（次号において「町民」という。）をいう。以下同じ。）となった者で、子育て世帯又は単身世帯を構成（申請者本人を含む。）する者をいう。
- (4) 転入日 町民となった日をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、子育て世帯の転入者又は単身世帯の転入者であって、世帯を構成する者の全員が次の各号のいずれにも該当する者に対して交付するものとする。

- (1) 町内に所在する民間の借家及び集合住宅（以下「賃貸住宅等」という。）に居住する者又は自らが所有する住宅に新たに定住する者。ただし、勤務する事務所の社宅、社員寮等及び借主が勤務する事業所名義の住宅等は除く。
  - (2) 町税等を滞納していない者。
  - (3) 生活保護の住宅扶助などの公的家賃補助等を受けていない者。
  - (4) 本町の他の補助金等の交付を受け、又は受けることになっていない者。
  - (5) 事業所の転勤による転入及び季節労働等により一時的に転入したものでない者。
  - (6) 国家公務員及び地方公務員以外の者。
- 2 前項の規定にかかわらず、本町に定住していないことが明らかである場合など、町長が補助対象者として適当ではないと認める者は、補助金の交付はしないものとする。

### (補助金の種類等)

第4条 補助金の種類及び交付要件、補助金額等は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前条第1号に規定する賃貸住宅等を賃借し、入居した者が、住宅家賃補助金の交付期間内に町内に住宅を新築又は購入したときは、本町が別に定める定住促進奨励金を申請することができるものとする。この場合において、住宅家賃補助金は住宅取得日の前月分までを交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 引っ越し補助金を受けようとする補助対象者(以下「引越補助申請者」という。)は、転入日から起算して6月以内に穴水町Iターンファミリー移住暮らし応援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に別表第2に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

2 住宅家賃補助金を受けようとする補助対象者(以下「家賃補助申請者」という。)は、賃貸契約締結日から起算して6月以内に申請書に別表第2に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、穴水町Iターンファミリー移住暮らし応援補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により、引越補助申請者又は家賃補助申請者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による書類の審査及び現地調査により、補助金の交付が適当でないとき、穴水町Iターンファミリー移住暮らし応援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 補助金の交付決定及び額の確定を受けた者は、次の各号の区分により穴水町Iターンファミリー移住暮らし応援補助金請求書(様式第4号)により、町長に請求しなければならない。

(1) 引越補助申請者 交付決定及び額の確定後2週間以内

(2) 家賃補助申請者 4月分から9月分まで 10月

10月分から翌年3月分まで 4月

2 前項の請求書は、実績報告書を兼ねるものとする。

(補助金の返還等)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号いずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付申請日から5年以内に生活の本拠を補助対象区域外に移すことになったとき。

(2) 提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の返還を相当と認めるとき。

2 前項第1号又は第2号に該当する者で、やむを得ない特別の事由があると町長が認める場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、改正前の穴水町Iターンファミリー移住暮らし応援補助金交付要綱の規定により申請したものについては、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

補助金の種類	補助金交付要件	補助金額	補助限度額
引越補助金	基準日以後に、住民となった場合	子育て世帯：20万円 単身世帯：10万円	子育て世帯：20万円/一律 単身世帯：10万円/一律
家賃補助金	基準日以後に、賃貸住宅等に居住した場合	住宅手当相当額を控除した家賃月額の2分の1	子育て世帯：3万円/月額 単身世帯：1万円/月額

備考

- 1 引越補助金は、穴水町結婚新生活支援事業実施要綱第6条の規定により補助金の交付決定を受けている場合は、この要綱の規定による補助の対象としない。
- 2 家賃補助金は、3年間を限度とし、穴水町結婚新生活支援事業実施要綱第6条又は穴水町新婚世帯家賃補助事業実施要綱第7条の規定により補助金の交付決定を受けている場合は、この要綱の規定による補助の対象としない。
- 3 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。

別表第2（第5条関係）

	添	付	書	類
1	世帯員全員の住民票（続柄の記載されたもの）			
2	世帯員全員の戸籍の附票（外国人にあっては必要なし）			
3	納税証明書			
4	住宅賃貸契約書の写し（賃貸住宅等居住者のみ）			
5	住宅手当の支給の有無及び手当額を証明する書類（賃貸住宅等居住者のみ）			
6	土地及び住宅の登記事項証明書の写し（自己の所有住宅居住者のみ）			
7	住宅の平面図及び位置図			
8	住宅の全景写真及び室内写真（5枚程度）			